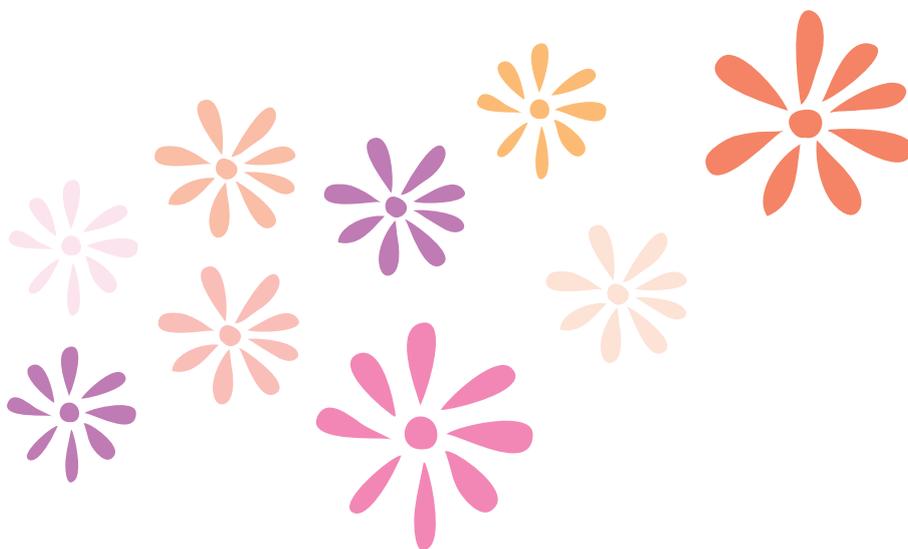




第4章



災害に強く安全で安心して 暮らせるまちづくり



✳ 施策体系

災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり

第1節 防災・減災対策の強化

A 防災体制

- (1)防災体制の充実を図ります
- (2)市有施設の耐震化を進めます
- (3)地域防災力の向上を図ります

B 消防・救急救助体制

- (1)地域消防力の適正化を図ります
- (2)消防体制の充実を図ります
- (3)救急救助体制の充実を図ります

第2節 防犯対策の推進

- (1)防犯体制の充実を図ります
- (2)消費者行政の充実を図ります

第3節 交通安全対策の推進

- (1)交通安全対策の充実を図ります

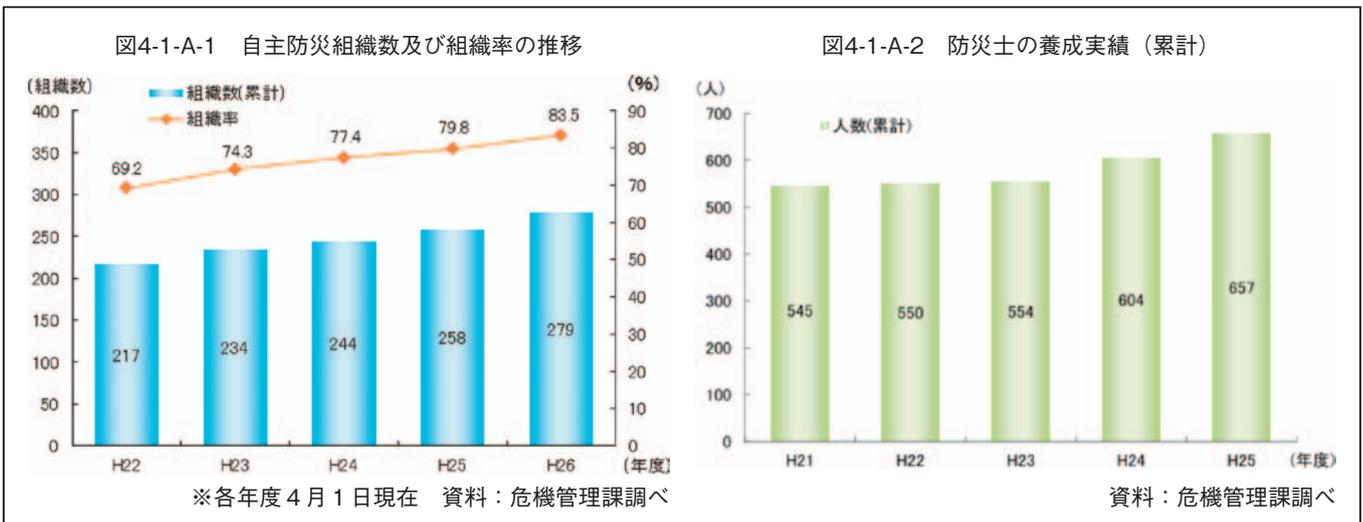
第1節 防災・減災対策の強化（A 防災体制）

現況と課題

- 近年、地球温暖化の影響とみられる大型台風や集中豪雨などによる災害が増加しています。また、地震については、南海トラフ3連動による海溝型巨大地震の他に中央構造線断層帯や芸予地震が想定されますが、特に今後30年以内に発生する確率が70%程度とされている南海トラフ巨大地震については、早急な対策が必要です。
- こうした多様な大規模災害に的確に対応するためには、“死ぬな、逃げろ、助けろ”を合言葉に、引き続きハード・ソフト両面による防災体制を整備し、地域の防災力を向上させる必要があります。
- 市民自らが自助・共助活動に取り組むことで、人的被害を軽減することを目的とした自主防災組織の結成を促進してきた結果、平成26年4月1日現在で279組織が結成され、全世帯に占めるカバー率は83.5%となっています。（図4-1-A-1参照）また、自主防災組織の核となる防災士の養成にも力を入れていますが、地域防災力の向上を図るためには、さらなる自主防災活動の強化が求められます。（図4-1-A-2参照）
- 児童・生徒の安全の確保と災害時の避難場所としての機能を確保するため、小・中学校の耐震化を進めてきた結果、校舎については耐震化が完了し、引き続き屋内運動場などの改修を進めています。（図5-1-1参照）今後、他の市有施設についても、計画的に耐震化を進めていく必要があります。
- 災害時の情報伝達網の多重化を図るため、「西条市安全・安心情報お届けメール」や携帯電話会社との契約による「緊急速報メール（エリアメール）」配信サービスを運用していますが、防災行政無線の充実などさらなる情報伝達手段の充実・強化を図る必要があります。
- 併せて、市民一人一人の防災・減災意識の醸成を図るために実施している説明会や総合防災訓練だけでなく、DIG（災害図上訓練）やHUG（避難所運営ゲーム）についても、継続して実施していくことで防災に関する知識の普及・啓発を図ります。



市総合防災訓練の様子



平成31年度までに取り組む 施策内容

- 防災体制の充実を図ります
- 市有施設の耐震化を進めます
- 地域防災力の向上を図ります

成果指標と目標値

指 標	現 状 値 (平成25年度)	目 標 値 (平成31年度)
自主防災組織の組織率	83.5%	100%
市が養成した防災士の人数	657人	800人
市有施設の耐震化率	78.2%	100%

施策内容

(1) 防災体制の充実を図ります

- ① 市民の防災意識の高揚と防災関係機関の防災体制の充実・強化を図り、災害発生直後に取りべき行動を習得することを目的として、地域密着型の実践的な防災訓練を実施します。
- ② 災害や危機事象の発生時に迅速かつ正確な情報を伝達するため、防災行政無線システムを整備するとともに、山間部の自治会との連絡体制の強化に努めます。
- ③ 避難所における良好な生活環境を確保するため、災害時に緊急性の高い物資や必要な資機材などに加え、女性や高齢者などの災害弱者に配慮した備蓄品の整備を計画的に進めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
市民総合防災訓練の実施	市民参加型の防災訓練の実施	市民総合防災訓練実施事業
防災基盤の整備	防災行政無線の整備	防災通信システム構築事業
孤立地区の防災対策支援	モニターによる市内山間部の雨量や河川の水量などの通報	過疎地防災情報モニター設置事業
物資・資機材の備蓄	物資・資機材の備蓄	災害対応備品等整備事業

(2) 市有施設の耐震化を進めます

- ① 旧耐震基準で建設された市有施設について、西条市耐震改修にかかる基本方針に基づき、順次耐震改修を行います。

基本事業名	内 容	主な予算事業
市有施設の耐震化	耐震改修工事の実施	本館改修事業 市営住宅耐震改修事業 小中学校校舎等耐震改修事業 幼稚園園舎耐震改修事業

(3) 地域防災力の向上を図ります

- ① 自主防災組織の結成を積極的に支援するとともに、防災知識の普及や防災訓練の実施を促進し、組織の育成・強化を図ります。また、防災士の育成については、特に男女共同参画の観点から女性防災士の養成を図ります。
- ② 避難行動要支援者避難支援プランに基づき、避難時に支援を要する人に対する支援体制が充実するよう自主防災組織などに働きかけます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
自主防災組織、防災士の育成・強化	自主防災組織の育成と防災資機材の貸与、防災士の育成・強化	自主防災組織育成事業 防災士育成事業
防災に関する意識啓発と知識の普及	地域におけるD I G・H U Gなどの実施、防災説明会の実施	地域防災力向上支援事業

第1期（平成18～26年度）における実績

- 自主防災組織結成率が22.4%（平成17年6月1日時点）から83.5%（平成26年4月1日時点）へと大きく向上しました。また、自主防災組織の中心的存在となる「防災士」を657名養成しました。
- 「西条市安全・安心情報お届けメール」配信サービスを開始し、登録すれば市からの防災情報などを携帯電話などで受信できるようになりました。
- 児童・生徒が1日の大半を過ごし、災害時には避難所となる小・中学校の校舎の耐震化率が100%となりました。
- 防災対策基本法などの改正に伴い、地域防災計画の見直しを行いました。また、避難行動要支援者の避難支援プランを策定しました。
- 水害や地震災害に速やかに対応できるよう、新庁舎整備に合わせて災害対策本部室を新館5階に常設しました。
- 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）など、国の危機管理施策に呼応した設備を整備しました。

第1節 防災・減災対策の強化(B 消防・救急救助体制)

現況と課題

- 南海トラフ巨大地震の発生懸念や、台風、集中豪雨など自然現象の巨大化、火災をはじめとする各種災害の複雑・多様化など、消防を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。これらのあらゆる災害から、市民の生命、身体及び財産を守ることが消防の責務であることから、これまで以上に、より高度な技術や知識に基づいたサービス提供のニーズが高まっています。
- 広大な管轄面積と偏在した人口集中地を担った地域消防力の充実・強化は、将来に向けた大きな課題であり、常備消防、非常備消防の施設、人員、車両や資機材など装備の適正配置及び消防車両などの更新整備計画、専門的な知識や高度な技術が伴った救助隊員、救急救員員の教育訓練計画の見直しが必要不可欠となっています。
- 巨大地震などの大規模災害発生時には、二次災害による火災などが市内各地で発生することが予測されることから、被害の軽減、地域住民の生活用水の確保を図るため、耐震性貯水槽などの防火水槽を積極的に整備する必要があります。(図4-1-B-1参照)
- 地域住民の身近な公共サービスとなっている救急業務も、年々増加及び長時間化の傾向となっています。安全・安心な市民生活の実現に向けて、日常における訓練はもとより、日々教育の研鑽を重ね、救急救助業務の高度化と併せた救急救助体制の適正化を推進する必要があります。(図4-1-B-2参照)

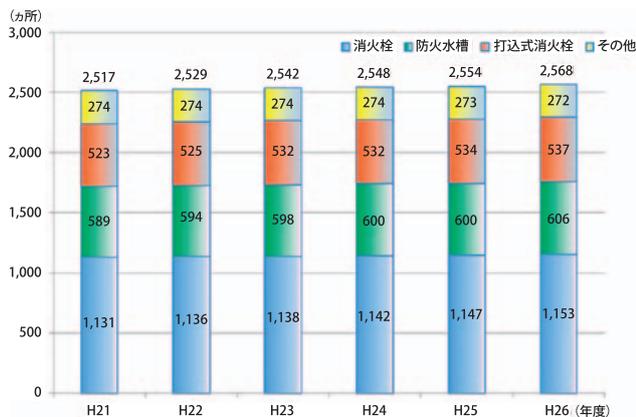


安全安心な市民生活の実現に向けて



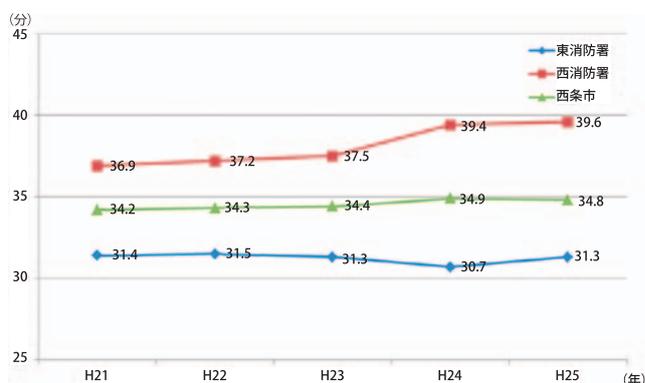
救急救助活動の連携強化に向けて

図4-1-B-1 消防水利状況の推移



資料：消防本部警防課調べ

図4-1-B-2 覚知～医療機関収容までの平均所要時間の推移



資料：消防署調べ

平成31年度までに取り組む 施策内容

- 地域消防力の適正化を図ります
- 消防体制の充実を図ります
- 救急救助体制の充実を図ります

成果指標と目標値

指 標	現 状 値 (平成25年度)	目 標 値 (平成31年度)
消防車両更新整備数 (累計)	19台	38台
消防水利整備数 (累計)	28基	52基
救急救命士養成数 (累計)	29人	35人
救助隊員養成数 (累計)	23人	29人

施策内容

(1) 地域消防力の適正化を図ります

- ① 消防本部、消防署所の適正配置と消防組織の見直し、及び消防職員の教育訓練計画を充実させ、将来を見据えた体制整備を図ります。
- ② 消防団拠点施設と合わせた消防団組織の見直し、消防団の装備などを充実するとともに消防団の活性化を図り、地域防災力の強化に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
消防署所及び職員の適正配置	消防本部、消防署所の適正配置 常備消防組織の見直し及び教育訓練	(仮称)常備消防施設等適正配置整備事業 (仮称)消防職員教育訓練推進事業
消防団拠点施設及び団員の適正配置	消防団拠点施設の整備及び改修 消防団組織の見直し及び教育訓練	(仮称)非常備消防施設等適正配置整備事業 (仮称)消防団員教育訓練推進事業 消防団装備整備事業

(2) 消防体制の充実を図ります

- ① 多種多様な災害に迅速的確に対応できるよう、消防車両、消防資機材などの計画的な配置及び更新整備を図ります。
- ② 消防水利の未整備地区などの解消及び大規模災害に備えた、耐震性貯水槽などの整備を推進します。
- ③ 防火対象物や危険物施設などの実態把握を行い、立入検査や査察のマニュアル策定により、災害及び被害の軽減に努めます。
- ④ 消防緊急通信指令体制の充実・強化を図り、指令管制業務の高度化に努めます。
- ⑤ 自主防災組織や防災士などへの防災知識の普及啓発活動を推進し、防災減災体制の強化を図ります。
- ⑥ 大規模災害に対応できる消防体制づくりを推進します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
消防車両、資機材の適正管理	更新計画に基づく消防車両などの整備や適正配置	消防車両等整備事業 消防資機材等整備事業
消防水利の整備	年次計画に基づく消防水利の整備推進	消防水利整備事業
火災予防思想の推進	防火対象物、危険物施設などの予防査察要綱の制定	—
消防緊急通信指令体制の充実・強化	指令管制業務に携わる通信指令員の教育訓練の実施	—
防災知識の普及啓発活動の推進	自主防災組織や防災士などへの防災訓練指導の実施	—
大規模災害対応能力の推進	大規模災害警防計画の策定 早期広域応援体制の確立	(仮称)大規模災害対応構築事業

(3) 救急救助体制の充実を図ります

- ① 処置拡大に対応した認定救命士などの養成、メディカルコントロール体制のさらなる構築により、救急業務の高度化を推進します。
- ② 救助技術と専門知識を有する救助隊員の養成、複雑多様化に対応する高度救助隊の編成など、救助業務の高度化を推進します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
救急業務高度化推進	救急救命士、認定救命士などの養成 応急手当普及啓発活動の推進	救急救命士等養成事業 メディカルコントロール体制推進事業
救助業務高度化推進	有資格救助隊員の養成 救助隊の高度化推進	—

第1期(平成18~26年度)における実績

- 西部地区の消防防災拠点となる、西消防署を新築移転するとともに小松分団、三芳分団の消防団拠点施設の改修などを行い、消防施設の整備に努めました。
- 東消防署橘出張所を新たに開設するとともに救急隊を増設し、救急業務の充実・強化に努めました。
- 消防救急デジタル無線、消防団無線を整備するとともに消防救急通信指令システムの更新整備を行い、通信指令体制の構築に努めました。
- 消防車両の更新整備(常備消防14台、非常備消防7台)を図り、消防車両などの整備に努めました。
- 耐震性貯水槽32基の増設を図り、消防水利の整備に努めました。
- 幼稚園、保育園及び小学校全てに幼年・少年消防クラブを結成し、防火知識の普及啓発活動に努めました。
- 住宅火災による死者を防止するため、住宅用火災警報器の設置促進を図り、火災予防の環境整備に努めました。

第2節 防犯対策の推進

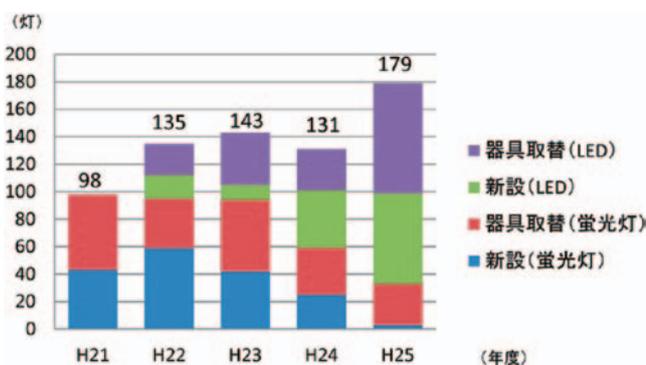
現況と課題

- 戦後最大となった平成14年をピークとして、全国的な刑法犯認知件数は減少の一途をたどっており、治安面については改善の傾向にあります。
- 一方、子どもや女性を狙った犯罪のみならず、高齢者が被害の多くを占める架空請求や振り込め詐欺などの「特殊詐欺」による被害は近年急激に増加しており、金融機関やコンビニ店員からの声掛けによる未然防止や犯人の摘発にもかかわらず、犯行そのものの増加により被害の発生に歯止めが掛からない状況にあります。
- それらの背景には、少子高齢化や人口減少、ライフスタイルの変化により、市民の危機意識が全体的に低下してきたことに加え、治安を支えてきた地域の防犯力の低下も挙げられることから、地域全体での見守りや防犯活動を強化していく必要があります。
- 消費者を取り巻く環境は、IT化や国際化の進展などにより大きく変化し、様々な商品やサービスが提供されることから、内容を十分に理解して契約することが難しくなっています。
- 複雑・多様化する消費生活相談に対応するため、消費生活相談員を配置し相談体制の充実を図っていますが、市民一人一人が自立した消費者となるよう、消費者教育や情報提供などの啓発活動をより一層強化する必要があります。(図4-2-2参照)



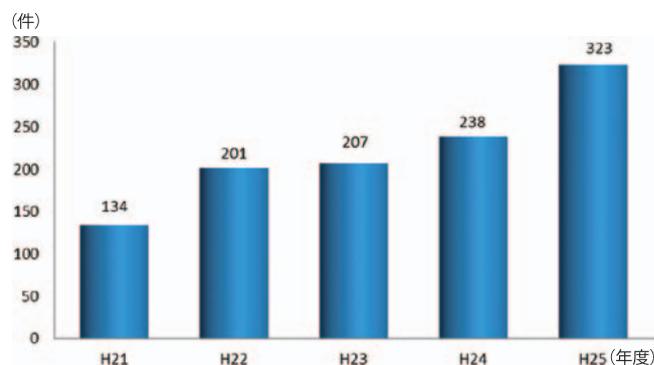
地域見守り活動を推進します

図4-2-1 自治会防犯灯補助実績灯数の推移



資料：危機管理課調べ

図4-2-2 消費生活相談件数の推移



資料：広報広聴課調べ

平成31年度までに取り組む 施策内容

- 防犯体制の充実を図ります
- 消費者行政の充実を図ります

成果指標と目標値

指 標	現 状 値 (平成25年度)	目 標 値 (平成31年度)
青色防犯パトロール車両数	173台	183台
青色防犯パトロール団体数	18団体	20団体
消費生活相談件数	323件	480件
啓発講座実施回数	9回	15回

施策内容

(1) 防犯体制の充実を図ります

- ① 地域社会で犯罪被害を防止するため、市民、警察、防犯協会及び行政の連携のもと防犯活動を推進します。
- ② 生活道路上の安全を確保するため、自治会などが設置し維持管理する防犯灯の設置・器具取替費及び電気料金の一部を補助することで整備・充実を図ります。
- ③ 地域見守り活動や青色回転灯を装着した車両によるパトロールを通じ、地域の見守りと非行防止に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
防犯体制の充実	防犯灯の整備促進、地域見守り活動の推進、青色防犯パトロールによる「見える防犯活動」の推進、暴力追放市民講習の開催	防犯対策費



暴力追放市民講習会の様子



青色防犯パトロールによる「見える防犯活動」の様子

(2) 消費者行政の充実を図ります

- ① 消費生活に関する相談や苦情などについて迅速かつ適切に対応できるよう、関係機関との連携強化に努めるとともに、相談員の資質や相談体制の向上に努めます。
- ② 市民一人一人が自立した消費者となるよう研修会や講座を開催し、消費者意識の向上を図るとともに、悪質な消費者被害に遭わないよう迅速な情報提供に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
消費生活相談の実施	消費生活相談窓口の機能強化	消費者行政活性化事業
消費者教育・啓発活動の実施	消費生活研修会・講座の実施 消費者への情報提供・啓発冊子の配布	消費者行政活性化事業

第1期（平成18～26年度）における実績

- 西条市地域セーフティーパトロール隊を設置し、犯罪及び事故を未然に防ぎ安全で安心な住みよいまちづくりの実現のために、市内での定期的な巡視や地域安全に係る市民などへの指導などの防犯活動を行いました。
- 西条地区防犯協会、市内小・中学校及び自主防犯団体と連携し、青色回転灯によるパトロール活動（青パト）の普及を推進し、平成25年度末現在で、愛媛県警察本部から認定されている青パト車両が市内で173台となりました。
- 暴力追放意識の浸透と、暴力団が入り込まない快適な住みよい環境をつくるため、毎年、愛媛県暴力追放推進センターと愛媛県警察本部組織犯罪対策課から講師を招き、西条警察署及び西条西警察署と連携のもと、市民や企業を対象とした暴力追放市民講習会を開催しました。
- 「西条市安全・安心情報お届けメール」サービスを開始し、登録すれば市からの不審者情報や注意喚起情報などを携帯電話などで受信できるようになりました。
- 専門の消費生活相談員を配置し、相談体制の強化を図りました。

第3節 交通安全対策の推進

➡ 現況と課題

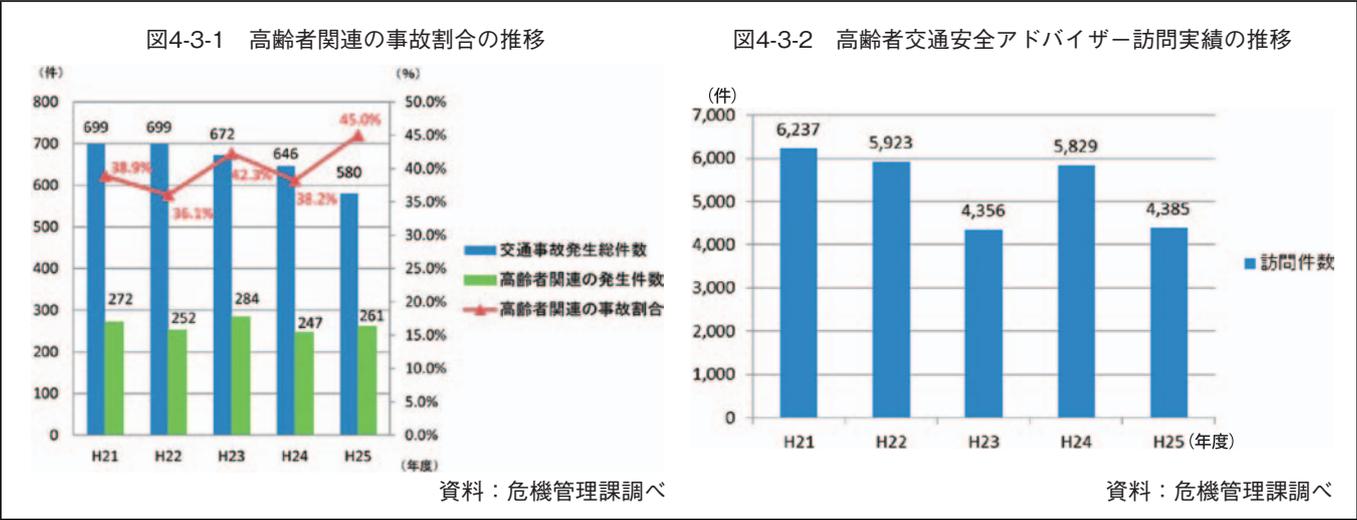
- 市内交通網の整備による交通量と通過速度の増加は、交通事故発生件数や死傷者の増加をもたらす危険性はもたらしています。
- 交通安全対策については、道路施設の整備や交通安全意識の高揚を図るための取り組みなどを進めた結果、交通事故件数は平成18年の910件から平成21年の699件、そして平成25年には580件と減少傾向が見られるものの、なお依然として多くの交通事故が発生しています。(図4-3-1参照)
- 特に、市内全域での高齢者の増加と運転免許保有者の高齢化により、高齢者が被害に遭う交通事故発生割合が高くなっていることから、今後においても、夜間を重点に置いた交通事故のさらなる減少を目指し、ハード・ソフト両面にわたる交通安全対策に積極的に取り組む必要があります。(図4-3-2参照)
- 一方、加齢に伴う判断能力や運転能力の低下により、高齢者が加害者となる交通事故の多発も懸念されることから、運転免許証の自主返納の促進による抑止を図る必要があります。



高齢者宅への戸別訪問による交通安全指導の様子



高齢運転者を対象とした実技指導の様子



平成31年度までに取り組む 施策内容

- 交通安全対策の充実を図ります

成果指標と目標値

指 標	現 状 値 (平成25年度)	目 標 値 (平成31年度)
交通事故発生件数	580件	500件
高齢者関連交通事故割合	45.0%	40.0%

施策内容

(1) 交通安全対策の充実を図ります



自発光道路鉄設置作業の様子

- ① 西条市交通安全推進協議会を中心に、西条警察署、西条西警察署、交通安全協会、安全運転管理者協議会、交通安全母の会連合会など各種団体機関との連携を密にし、交通安全市民大会の開催などを通じて、交通安全の推進に向けた積極的な啓発活動に取り組みます。
- ② 事故発生割合が高くなっている高齢者の交通安全対策として、高齢者宅を訪問し、交通安全意識の啓発を行う西条市高齢者交通安全アドバイザー事業や、高齢運転者を対象とした交通安全教室において、教習車両を用いた実技指導などを通じて、高齢者自らが運転技能レベルを再確認できる機会を提供するとともに、運転免許証の自主返納制度の啓発も図りながら、交通事故防止に努めます。
- ③ 交通安全施設の整備や歩行者などの安全確保に向けた取り組みを進め、交通環境の改善と交通事故防止を図ります。

基本事業名	内 容	主な予算事業
各種交通安全推進団体機関との連携	交通茶屋など啓発行事の参加、のぼり旗・啓発資料の共同作成	交通安全対策推進事業
高齢者に対する交通安全対策の推進	高齢者宅を戸別訪問し、交通事故防止に係る啓発チラシ、反射材の配布、対話による交通安全指導活動アンケートに基づく改善要望の掌握・対応 高齢運転者の運転技能を再確認するための実技指導など	高齢者交通安全アドバイザー事業 高齢者交通安全教室開催事業
交通安全施設の整備	カーブミラーや転落防止柵、自発光道路鉄（リニアポイント）などの設置及び修繕	道路交通安全施設整備事業 横断歩道等注意喚起事業



各種団体と連携した「交通茶屋」の様子



各地域交差点での啓発活動の様子

第1期（平成18～26年度）における実績

- 地域の老人クラブ活動や公民館活動に参加していない高齢者を含む約50,000人の高齢者をアドバイザーが訪問し、交通事故防止を目的として、交通安全に関するチラシの配布と説明、反射材の配布、危険箇所の情報収集など交通安全に関する指導を行いました。
- 70歳以上のドライバーに高齢運転者標識を窓口で無料配布し、他の車両から容易に認識されるよう自己車両の前後に取り付けていただきました。
- 夕暮れ時や夜間に発生しやすい交通事故を防止するため、自発光道路鉄を信号機の無い交差点などの停止線前に設置しました。
- 地域の要望を踏まえながら、カーブミラーや転落防止柵などの整備を行いました。
- 「西条市安全・安心情報お届けメール」配信サービスを開始し、登録すれば市からの交通死亡事故情報などを携帯電話などで受信できるようになりました。